



TIPLO News

2023年6月号(J286)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 「権利不要求宣言の審査基準」改訂を公表、2023年8月1日から施行
- 02 保二総隊が初めて不正視聴アプリを検挙、被害額は市価18億新台幣ドル超

台湾ハイテク産業情報

- 01 メディアテックが NVIDIA と協業 自動車産業界にワンストップの製品青写真を提示

台湾知的財産権関連の判決例

- 01 商標権関連
農薬の商品における標識は商標使用になるのか
- 02 商標権関連
フランチャイズ契約終了後、被告に引続きフランチャイズ商標を使用する意思があるかの判断

今月のトピックス

J230531Y2

J230502Y2

01 「権利不要求宣言の審査基準」改訂を公表、2023年8月1日から施行

経済部知的財産局は2023年5月31日付けで「権利不要求宣言^{*}の審査基準（原文：聲明不専用審査基準）」の改訂を公表し、2023年8月1日から施行すると公告した。

（※訳注：「不専用」は「ディスクレーム」、「専用権放棄」とも訳される）

権利不要求宣言制度は長年にわたり施行されてきたが、昨今はネット販売等の新たな形態のビジネスモデルが生まれており、商標の表現形式や使用態様も多様化し、商標について「商標権の範囲に疑義が生じるおそれ」の有無の判断は、実務上認定が容易ではなく、2022年9月1日付施行の「商標識別性の審査基準」改訂に対応して、「権利不要求宣言の審査基準」改訂案を作成した。改訂の重点は以下の通り。

（一）商標図案における識別性（識別力）のない部分について、「商標権の範囲に疑義が生じるおそれ」の有無を判断する際に考慮する要素を明確に規定する：

1. 図案における識別性のない部分が、指定商品又は指定役務に関する説明（記述）ではあるが、出願人が創造して使用している、又は事業者があまり使用していない文字の組合せであり、出願人が当該部分について単独で権利を主張できると誤解する可能性があり、かつ商標図案における当該部分が商標権を取得しているか否かについて消費者や競合同業者に疑義が生じ易いとき、権利不要求宣言を行わなければならない。
2. 「記述的（文字）」及び「普通名称」以外のその他の識別性のない標章、例えば、氏、標語、熟語、流行語等の記述的ではない文字であり、事業者が通常好んで使用する、又はこれを以て専用権を取得したがる時に、これらの標章に識別性がないと判断された場合は、出願人が当該部分について権利を主張できると考えることがないように、原則的に権利不要求宣言を行わなければならない。
3. 二以上のアラビア数字、型番、記号等で、識別性がないとの認定を受けたものは、原則的に権利不要求宣言を行わなければならない。但し数字が示す意味が明確であり（例えば規格、数量、時間、年代等）、かつ業界で慣用され、商標権の範囲に疑義が生じるおそれはないと認定できるときは、この限りではない。
4. 識別性のない部分が図案の中に表示される位置、字体のサイズ又は占める割合が、出願人が当該部分について商標権を取得したいか否かの判断に影響する可能性がある場合、例えば、商標図案における識別性のない部分について、デザインを施したり、かつ特に拡大したり目立たせたりしているために、当該部分の文字又は図形が権利を取得しているか否かに疑義が生じるおそれがあるときは、権利不要求宣言を行わなければならない。

（二）権利不要求宣言を行う必要がない状況を明確にする：

1. 図案における識別性のない部分について、当局が「権利不要求宣言を行う必要がない例示事項」として公告したものは、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがなく、権利不要求宣言を行う必要がない。
 2. 審査において、識別性のない部分がすでに同業者又は公衆が指定商品又は指定役務を描述するのに通常使用している、又は商品又は役務の特性を直截的に描述しているもので、商品又は役務の直接的かつ明らかな説明であり、商標権者及び同業者にいずれも商標権の範囲について疑義が生じないと判断できる関連の事実証拠が十分にあるならば、権利不要求宣言を行う必要がない。
- (三) 数字、標語、熟語、流行語等の識別性のない事項についての権利不要求宣言の要否判断原則を追加し、事例で説明する。とくに市場においてよく見られ慣用されている祝福や宣伝広告のための用語又は数字については、商標権者がそれらの用語又は数字の専用権を取得していないことに対して、消費者及び競合同業者に疑義が生じないならば、権利不要求宣言を行う必要がない。
- (四) 会社名、ドメイン名又は記述的アイコン等のような商習慣上、記載される「純粋な情報に関する事項」については、商標の一部分に該当せず、商標登録出願における商標権の範囲を明確にするために削除すべきであり、具体的な事例と説明も追加する。(2023年5月)

J230505Y3

02 保二総隊が初めて不正視聴アプリを検挙、被害額は市価 18 億新台湾ドル超

内政部警政署の保安警察第二総隊刑事警察大隊（保二総隊）は先日、宜蘭、台中等で林容疑者等 4 人が不正視聴アプリを違法に販売し、他人が違法配信した動画の信号を窃取し、上記アプリを通じてアプリユーザーに窃取した動画を配信したとして検挙した。これは「海賊版の中の海賊版」であり、不正視聴アプリという形での著作権侵害を検挙するのは警察にとっても初めてのことであり、その被害額は市価 18 億新台湾ドルを超えるという。

警察によると、今回検挙された林容疑者等 4 人は、不正視聴機器（セットトップボックス）を販売したのではなく、不正視聴アプリを開発して販売したのだという。そのアプリには、安価で（不正視聴機器の 5 分の 1 足らず）、しかもインストールが簡単であるという大きな誘因があり、林容疑者等 4 人はネット上で販売して利益を得た。このアプリで視聴できる動画は、他の違法業者の不正視聴機器から動画信号を窃取し、暗号を解読したものだという。

今回検挙されたアプリは、東森電視公司を始めとする国内メディア 15 社と、TBS 等の日本テレビ局大手 5 社の知的財産権を侵害しており、これらのメディアは「中華民國衛星廣播電視事業商業同業公會（Satellite Television Broadcasting Association R.O.C.:略称「STBA」）」及び日本の「一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）」等の機関に委任して告訴を提起し、宜蘭地方検察署が取調べの指揮を執る。

警察はサーバ、NAS、ストレージサーバー、ソフトウェアルーター、デジタルセットトップボックス等のハードウェア証拠物品を計 62 点押収した。その

被害額は市価 18 億 1000 万余新台幣ドルに上り、林容疑者等 4 人を著作権法違反の容疑で送検して取調べを行っている。(2023 年 5 月)

台湾ハイテク産業情報

J230529Y5

01 メディアテックが NVIDIA と協業 自動車産業界にワンストップの製品青写真を提示

メディアテック（聯發科技）が 2023 年 5 月 29 日、NVIDIA（輝達）との協業を発表した。協業により自動車市場への参入を推し進め、GPU チップレットや AI 機能などの統合により、ソフトウェアで定義される車室内システムに向けた十全なスマートコックピットソリューションの提供を手始めに、スマートカー市場というビッグビジネスチャンスの開拓を目指す。

メディアテック副董事長兼 CEO 蔡力行氏は、今回の協業ビジョンについて、世界の自動車業界に向けて新世代のスマートコネクテッドカーを設計することで、ワンストップのサービスを提供するのでもあり、また、NVIDIA との緊密な協力関係により共同で、未来のコンピューティング集約型ソフトウェアデファインドビークルに、真に独創的なプラットフォームを提供すると語った。

今回の協業で、メディアテックは NVIDIA の GPU チップレットと組み合わせた車載用 SoC「Dimensity Auto」を開発し、NVIDIA の AI やグラフィックス IP を搭載する。このチップレットの相互技術支援により、チップレット同士の接続におけるスムーズで超高速な相互接続が実現できる。将来的には NVIDIA の DRIVE OS、DRIVE IX、CUDA と TensorRT ソフトをメディアテックのスマートコックピットソリューションに運用し、最新のグラフィックス、AI、安全性等を備えたオールラウンドな AI スマートコックピット機能を創造する。

メディアテックによると、Dimensity Auto プラットフォームは、モバイル コンピューティング、高速接続、マルチメディア エンターテインメントの分野におけるメディアテックの専門技術の蓄積を継承し、広範な Android エコシステムに関する専門技術を活用して、消費者にオールラウンドな没入型インテリジェント運転体験を提供することができるという。NVIDIA の AI、クラウド、グラフィックス技術とソフトウェアに関する中核技術の専門的優位性と、同社の ADAS ソリューションを組み合わせることにより、一層全面的な Dimensity Auto プラットフォームの機能強化が期待できる。(2023 年 5 月)

台湾知的財産権関連の判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 農薬の商品における標識は商標使用になるのか

■ ハイライト

上訴人は次のように主張した：上訴人は原判決の添付図一、二の商標（以下、併せて「係争商標」という）の商標権者であり、該商標は第 5 類農薬の商品での使用を指定している。被上訴人である台湾正豊植保股份有限公司は農薬の加工及び卸売事業を経営しており、2017 年 11 月 8 日以降は上訴人の同意又は許諾を得ずに、添付図三、四の「加保扶」、「固殺草」という農薬の商品（以下、併せて「係争商品」という）上に、係争商標と同一の又は高度に類似の正豊冬、正豊固殺草等の表示（以下「係争文字」という）を使用しており、係争商標権を侵害している。被上訴人は次のように抗弁した：係争商品に使用した標識は係争商標と類似を構成していない；表示行為は商標使用を構成していない；しかも係争商標侵害の故意、過失はない；係争商標には商標法第 63 条第 1 項第 2 号等の（商標登録の）取消及び無効の事由があり、上訴人は係争商標権を主張してはならない。原審は第一審による上訴人敗訴を維持し、正豊会社が係争商品包装上に使用した係争文字はブランド名の表示にすぎず、関連する消費者に農薬の有効成分を判別するのに提供する重要な表示方法であり、係争商標の一部と同じであるが、商品の内容を表示している他、商品そのもの、名称、性質についての説明は取引習慣に合致する信義誠実の方法であり、商標使用には該当しないこと、並びに農薬メーカーがブランド名と一般名を包装上に列記するのは、一般的な慣例であり、関連する消費者は係争文字を農薬のブランド名とみなすにすぎず、係争商標と誤認混同するには至らず、商標法第 68 条第 3 号の商標侵害行為を構成しないことを判決理由とした。上訴人は第二審判決を不服としてさらに上訴（上告）し、本件は最高裁判所により原判決が破棄され、知的財産及び商事裁判所へ差し戻された。

II 判決内容の要約

最高裁判所民事判決

【裁判番号】 111 年度台上字第 835 号

【裁判期日】 2022 年 5 月 25 日

【裁判事由】 商標権侵害に関する財産権紛争等

上訴人 林虹均

被上訴人 台湾正豊植保股份有限公司（以下、正豊公司）

兼法定代理人 徐添尧

上記当事者間の商標権侵害に関する財産権紛争等事件について、上訴人（上告人）が知的財産及び商事裁判所による 2021 年 10 月 7 日付第二審判決（110 年度民商上字第 3 号）に対して上訴（上告）を提起した。本裁判所は、次のとおり判決する

主文

原判決を破棄し、知的財産及び商事裁判所に差し戻す。

一 両方当事者の請求内容

（一）上訴人の主張：

1.被上訴人は連帯で 500 万新台湾ドル及び訴状副本送達の翌日から起

算した法定遅延利息（遅延損害金）を支払え。

2.被上訴人は係争商標と同一の又は類似の文字を使用してはならない（以下「使用禁止」）。

(二) 被上訴人の主張：上訴人の訴えを棄却する。

二 本裁判所の判断

(一) 販売を目的として、商標を商品又はその包装容器に用いて、関連する消費者にそれが商標であると認識させるに足るものは、商標の使用となることは、商標法第5条第1項第1号規定により自明である。その立法趣旨から、商標の使用は、取引の過程において、その使用が消費者に該商標を認識させるに足るかで判断すべきであることが分かる。商標権者の同意を得ずに、販売を目的として、同一の商品又は役務において、登録商標と同一の商標を使用したとき、同一の又は類似の商品又は役務において、登録商標と類似する商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるときは、商標権の侵害となることも、商標法第68条第1項第1号、第3号規定から明らかである。農薬表示管理弁法（原文名：農薬標示管理辦法）第5条第1項第14号に「ブランド名を有するものは、ブランド名を注記しなければならない」、第11条に「農薬にブランド名があるものは、その一般名をブランド名の下方に括弧書きし、かつ中国語の字体はブランド名よりも小さくしなければならない」等の規定があり、それらは同弁法第2条の「農薬の表示内容は明確で読みやすくして、識別しやすいようにしなければならない」という目的を達成するもので、農薬管理法第14条第2項の法規制定に関する権限委譲という趣旨に符合し、商標使用の規則とは異なる。即ち商標の使用か、商標権の侵害かはなお商標法で判断すべきであり、それは行為者が農薬表示管理弁法によりブランド名を表示することで異なるものではない。

(二) 正豊公司は一般名が「加保扶」、「固殺草」の農薬について、許可証を取得し、それぞれ「正豊冬」、「正豊固殺草」をブランド名として登録した。上訴人はこれについて、農薬許可証の交付、更新を申請する時、業者はブランド名の未記入を選択できること、被上訴人の農薬許可証に上記ブランド名が記載されており、それが自発的に記載されたこと等を主張し、行政院農業委員会動植物防疫検疫局（以下「防検局」という）が公布した農薬許可証の交付申請における提出資料と該局首長メールボックスの返信メールを提出し、防検局は農薬許可証を請求する時、ブランド名又は図が商標登録されているならば、商標登録証のコピーを添付しなければならないことを認めており、農薬許可証に記載されているブランド名と商標権侵害とは別の事であると主張している。もしそれが事実であれば、被上訴人が農薬の一般名と無関係な「正豊冬」、「『正豊』固殺草」をブランド名として、さらには係争商品の包装に表示したことは、商標の使用に該当するのか、そして上記説明により、農薬表示管理弁法によりブランド名を表示することは、いわゆる商標の使用及び侵害に該当しないのかは、なお明らかにすることが待たれる。かつ正豊公司が係争商品標にブランド名を表示することが、商標使用と無関係で

あると認定できるのかに否かに関して、上訴人の上記主張はなお重要な攻撃方法であり、原審では論じられておらず、判決の理由不備という誤りがある。

(三) 正豊公司はそれが生産する係争商品の包装上に係争文字を表示したことは、原審で認定されている。上訴人はこれまで、正豊公司が係争商品を包装している紙箱に「正豊冬」という文字を印刷し、その横には明らかに「®」という登録商標の記号が標記されており、係争商品上の係争文字を商標として使用していることが明らかであると、繰り返して主張して、紙箱の写真を証拠として提出している。もし採用できるならば、正豊公司は係争文字の表示について、出所を明らかにするために商標として使用する意図が全くなかったのか、関連の消費者は商標として認識できるのか。また知的財産局の商標検索システムで検索した結果、許可を受けた 21 種類の「加保扶」の農薬（係争商品一を含む）は、本件の正豊冬加保扶以外に、12 のブランド名がすでに商標として使用されている。もしそうなら、ブランド名を販売を目的せず商品に使用するといえるのか。斟酌の余地がすでにないとはいえない。さらに、係争商標一の漢字と係争商標二は、良く見かけられる単語ではなく、知的財産局の商標資料検索サービスにおける拒絶査定書の検索結果によると、係争商標は独創的商標であり、識別力が高いと認定されており、関連する消費者が係争文字を商標使用と認識したならば、係争商標と誤認混同するおそれがあるかについてさらに審理が待たれる。原審は上記証拠が上訴人に有利な認定を受けるに十分かどうかを究明しておらず、正豊公司の係争文字の使用は、商標としての使用ではなく、関連する消費者はブランド名としか見なさず、係争商標と誤認混同が生じるに至らないと直接に認定しており、これは即ち速断であり、かつ判決の理由不備という違法がある疑いがある。

(四) 上訴の趣旨で、原判決には法令違背があると指摘し、破棄を請求することには理由がある。最後に調べたところ、上訴人は係争商品がいずれも係争商標権を侵害していると主張しているが、係争商品一の販売額のみを本件賠償額としており、かつ該賠償額は訴えの声明での金額より高いため、一部の請求であるのか、本件を差し戻すにあたり、併せてこれに注意して説明されたい。

三 以上の次第で、本件上訴には理由がある。民事訴訟法第 477 条第 1 項、第 478 条第 2 項により、主文のとおり判決する。

2022 年 5 月 25 日

最高裁判所民事第三法廷

裁判長 沈方維

裁判官 鍾任賜

裁判官 張競文

裁判官 陳麗芬

裁判官 方彬彬

02 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I フランチャイズ契約終了後、被告に引続きフランチャイズ商標を使用する
意思があるかの判断

II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所民事判決

【裁判番号】 111 年度民商訴字第 4 号

【裁判期日】 2022 年 5 月 31 日

【裁判事由】 商標権侵害に関する財産権争議等

原告 高煌棋

被告 林東福即ち東福小吃店

前記当事者間の商標権侵害に関する財産権の請求争議等事件について、2022
年 5 月 12 日本裁判所は口頭弁論を終結し、以下の通り判決する。：

主文

原告の訴え及び仮執行の申立てをすべて棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

一 原告の主張：

原告は登録商標第 01144928 号「龍涎居及び図及び雞膳食坊」商標（以下係
争商標という）の商標権者であり、且つ高氏饗宴国際股份有限公司（以下高氏
公司という）の代表者でもあり、2015 年 4 月 14 日に被告は高氏公司与フラ
ンチャイズ契約を締結し、高氏公司のフランチャイズチェーンシステムに加盟
した。原告は加盟期間内に係争商標の使用権利を被告に許諾し、加盟期間は
2015 年 4 月 14 日から 2020 年 4 月 14 日までで、契約満了後、2025 年 9 月
30 日まで契約更新すると双方で合意した。しかし 2021 年 5 月頃、被告は不
実な言論により高氏公司の商業的名声及び信用評判を毀損し、且つ無断で高氏
公司ではない者から原材料を購入し、フランチャイズ契約書の重大な違約を構
成したので、2021 年 5 月 13 日に高氏公司は内容証明郵便によりフランチャ
イズ契約を解約した。しかし被告は引続きもとの場所で係争商標を看板、メニ
ュー、オーダー表及びフェイスブックに使用して、対外的に営業し、原告の係
争商標の商標権を侵害した。

二 被告の答弁：

2021 年 5 月 13 日に原告は契約解約の台北圓山郵便局 137 号内容証明郵便
を発送したが、被告は同年 5 月 14 日に受取った後、続々係争商標があったア
イテム、例えばメニュー、オーダー表、制服、店内表示、FB ファンページの
専門的な写真等の変更、差し換え、抹消、または除去を行い、且つ同年 5 月

19日に看板を撤去したので、龍涎居の名義では対外的に営業していない。被告が引続き係争商標を使用してフェイスブックファンページを運営したと原告は述べたが、フェイスブックファンページの名称変更はフェイスブック社側の審査の必要があり、約10日必要であることは、同年5月14日に被告がファンページのプロフィールアイコンを変更したのに名称は変更することができなかったことからわかる。よって、被告は原告の係争商標の商標権を侵害しておらず、原告の前記請求には、明らかに理由がない。

三 心証を得た理由：

(一) 前記フランチャイズ契約終了後も、被告が引続き係争商標を看板、メニュー、オーダー表に使用していると原告は主張し、且つ証明として原証4、5、6、7を提出したが、原証5、6、7の写真を見ると、係争商標を使用したメニューは見あたらず、その一部の左上隅に「龍●居」文字が表示されているが、「龍●居」文字の二文字目が塗りつぶされていたので、それが何語なのかわからず、この部分のメニューが係争商標を使用しているとは認定できない。2021年5月14日に被告は前記内容証明郵便を受取った後、当日高氏会社とのフランチャイズ契約解約の公告を店頭に掲示し、更に「聚鼎閣極品養生膳坊」に名称変更し、また同年5月19日に看板を差し換え、且つ証明として龍涎居のフランチャイズ契約解約の公告、看板撤去の会話、写真を提出したので、前記公告の期日は確かに2021年5月14日であり、看板撤去の会話内容は確かに2021年5月19日であり、写真の看板も「龍涎居雞膳食坊-忠孝復興店」ではなくなっていたので、この部分の事実は認定できる。よって、前記看板には2021年5月14日から同年5月19日（計6日、その内の5月15、16日は週末の休日）まで「龍涎居雞膳食坊-忠孝復興店」の文字があったが、2021年5月14日に被告が前記名称変更の公告を行ったことを斟酌すると、明らかに引続き係争商標を使用する意思はなく、また前記看板写真及び看板撤去の写真両方を互いに見ると、当該看板には4つの面があり、そのひとつが、建物の外壁の2階から4階の間に設置された大型の縦看板で、かなり大きく、そして解体当日はクレーンと専門人員が処理するので、クレーンのレンタル時間や、工事に協力する人員の時間の連絡・交渉のため、一定量の連絡と作業時間が明らかに必要であり、被告が4営業日以内に上記の看板を取り外したことは（即ち前述は週末の休日を除く）、明らかに合理的な作業期間であるので、引続き係争看板を使用する意思はなく、前記看板の処理に合理的な時間が必要で、2021年5月14日にすぐに取り壊すことができなかったとの被告の抗弁には、根拠がないわけでもないので、被告に係争商標権を侵害する行為がないと十分に認定できる。原告のこの部分の主張には、明らかに理由がない。

(二) 被告がフランチャイズ契約解約後、フェイスブックページに「龍涎居-忠孝復興店」等文字を使用したと原告は主張し、且つ証明としてフェイスブックスクリーンショットを提出したが、被告は同年5月14日にフェイスブックページの画像を変更し、フェイスブックファンページの名称変更もフェイスブック社側の審査の必要があり、約10日必要なの

で、直ちにフェイスブック名称を変更することができなかったと抗弁し、且つ証明としてフェイスブックスクリーンショットを提出した。原告が提出したフェイスブックスクリーンショットをみると、当該フェイスブックのトップページの写真は確かに5月13日に聚鼎閣の画像に変更したが、名称はまだ「龍涎居-忠孝復興店」であった。しかし2021年5月14日に被告がフランチャイズ解約の公告を掲示し、及び同年5月13日にフェイスブックページの写真を変更したこと等を斟酌すると、被告には確かに引続き係争商標を使用する意思がないことがわかり、従って、フェイスブックファンページの名称変更はフェイスブック社側の審査の必要があり、約10日必要で、直ちにフェイスブック名称を変更することができなかったと被告が述べたことには、明らかに根拠がないわけでもない。

以上をまとめると、原告は、被告が2021年5月14日以後係争商標をメニューに使用したことを証明することができず、また被告が直ちに前記看板を撤去せず、直ちにフェイスブック名称を変更しなかったことは、いずれも商標法第5条でいう「商標の使用」ではなく、前述の通り、当然商標法第68条第1項第1号または第3号の商標権侵害を構成しない。よって、被告が係争商標を看板、メニュー、オーダー表、フェイスブックに使用し、係争商標の商標権を侵害したと原告が主張し、且つ商標法第69条第1項、第3項、民法第195条1項規定により、侵害の排除、防止、判決書への掲載、損害賠償及び法定遅延利息を被告に請求したことには、すべて根拠がなく、棄却すべきである。また原告の訴えが棄却されたので、その仮執行の請求の根拠もなくなったため、併せて棄却すべきである。

2022年5月31日
知的財産第三法廷
裁判官 王碧瑩

TIPLO 台湾國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2023 TIPLO, All Rights Reserved.